

(案)

防府市自治基本条例の  
見直しに関する提言書

平成25年 月 日

防府市自治基本条例推進協議会

# 目 次

1	はじめに . . . . .	1
2	検討結果と提言 . . . . .	2
3	まとめ . . . . .	
4	協議会の概要 . . . . .	

# 1 はじめに

## 2 検証結果と提言

## 前文

### 第一章 総則（第一条、第二条、第三条）

### 第二章 自治の基本理念及び自治の基本原則（第四条、第五条）

### 第三章 市民及び市民等

#### （市民の権利及び市民等の権利）

第六条 市民の権利及び市民等の権利は、次に掲げるとおりとします。

- 一 市民は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定又は改廃等の直接請求を行う権利その他の権利を有します。
- 二 市民等は、市政に関する情報を知る権利及び参画する権利を有するものとします。
- 三 市民等は、適正な行政サービスを受ける権利を有するものとします。

#### （市民の責務及び市民等の責務）

第七条 市民の責務及び市民等の責務は、次に掲げるとおりとします。

- 一 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、参画するよう努めるものとします。
- 二 市民等は、参画し、協働するときは、自らの発言と行動に責任をもつものとします。
- 三 市民等は、法令等の定めるところにより、行政サービスに要する費用を税、使用料、手数料等により負担するものとします。

## 【 提 言 】

- ・ 第三章は防府市の自治の主体である市民等の権利と責務が記載された重要な内容となっているが、決して市民等の自治に対する関心、また、ここに規定されている権利や義務に対する関心は高いとは言えない状況である。市民等が自らの権利と責務を実感し、自主的に市政に関わろうとする意識が芽生えるような取組みが必要である。
- ・ 子どもや青少年に学校教育の中でまたは地域において自治基本条例の意義を伝え、市政に関心を持ってもらうための取組みが重要である。

## 【 意 見 】

- ・ 市民等の権利には大事なことが書いてあるが、当たり前のことばかりなので、市民等が関心を持たない。

- ・ 市民の責務として市民の目で防府市の不具合を集め、市に提案し、対応の回答をもらうシステムができれば、自分の地域を気にかけるようになる。
- ・ 市が意見を求めていることを市民に気付いてもらうように市広報に掲載すること等も必要。
- ・ 市民等に責務を果たしてもらうために市民等の自主性をどう引き出すかが課題。
- ・ 自治会からの働きかけなど、自治会活動の進化も必要。
- ・ インターネット等を利用した新しい手法だけでなく、紙面などによる従来の手法もしっかりと用いて分かりやすく情報提供していくことが必要。
- ・ 自治会を通じて意見を求めると回答率は高くなり、更に結果をフィードバックすると住民にも参画しているという意識が芽生え次につながるのではないか。
- ・ 小さいときや若いときから市政に興味を持ってもらえるような仕組みがあるとよい。
- ・ 市民等に関心を持たせるために、小さいときから教育をした方がいいということであれば、「子ども」や「青少年」に関する表現を条文の中に盛り込んでもいいと思う。
- ・ 子どもや青少年の権利を明確にすることについて検討していく必要がある。
- ・ 子どもや青少年に対する防府市自治基本条例の存在と意義を伝える仕組みに関して、学校教育の中で副読本のようなものを作り、具体的な教材として出していく必要性がある。条例の存在を子どもの頃からきちんと伝えていく点において学校教育における副教材の作成は重要になってくる。この副教材を使った先生の研修を行っていくことが必要。
- ・ 都市部の他市と比べて転勤の子どもが少ないなど、防府市の特徴や利点を生かせば、子どものときから一貫した教育を効果的に行うことができる。
- ・ 防府市の未来を担う子どもたちを地域全体で育てていく環境づくりが重要で、子どもに関する事項は何らかの形で別に表した方がよい。
- ・ 市民等を、子どもや高齢者などに細分化した場合は、条項が増え条文のつくりが複雑になって、内容が重複するなどかえって分かりにくくなってしまう。

## 第四章 市議会

### (市議会の役割と責務)

第八条 市議会は、選挙によって選ばれた議員によって構成される意思決定機関であるとともに、市民の信託にこたえるため、行政運営を監視し、けん制する機能を果たさなければなりません。

2 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、政策提言及び政策立案の機能の強化を図るため、調査活動、立法活動等を積極的に行わなければなりません。

3 市議会は、開かれた議会運営を行うため、情報提供及び情報公開を積極的に推進しなければなりません。

4 市議会は、市民等に対し議会の役割と責務を明確にするため、自らの基本とする条例を制定します。

### (市議会議員の責務)

第九条 市議会議員は、市民の信託に対する自らの責任を果たすため、誠実に職務を遂行しなければなりません。

## 【 提 言 】

- ・ 開かれた議会運営のため、一層の情報提供と情報公開の取組みが必要である。

## 【 意 見 】

- ・ 市議会基本条例の策定を始め、積極的な取組みはされてはいるが、議会として行った視察の詳細な報告などの情報公開も積極的に実施した方が良い。
- ・ 議会の開催日時を工夫して市民等の傍聴の機会を増やすなどの取組みが求められても良いのではないかと思う。

## 第五章 執行機関

### (市長の役割と責務)

第十条 市長は、市の代表者として、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、公正かつ誠実に行政運営に当たらなければなりません。

2 市長は、市の職員の能力向上を図らなければなりません。

### (市長を除く執行機関の役割と責務)

第十一条 市長を除く執行機関は、その権限に属する事務を自らの判断と責任において、公正かつ誠実に執行しなければなりません。

### (市の職員の責務)

第十二条 市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。

2 市の職員は、自己啓発並びに職務に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければなりません。

## 【意見】

- ・ 社内に図書館のようなものを設け、業務に役立つ本を揃えて貸し出すなど、各自で自由に学習をする方法もある。小さな競争をたくさんすることで、大きな競争につながる。これは仕事の中でも競争意識が高まるので有効な手段だと思う。
- ・ 市職員が、市民やNPO団体と一緒に研修を受ける機会があったらいい。
- ・ 市職員のレベルアップのため、いろいろなところとの横のネットワーク作りが課題。市の抱えている課題について、各課の職員と民間を入れたワークショップを行うなど、勉強する機会を作っていくと能力が高まっていく。調整力を高める意味でも幅広く研修の機会を捉えてもらいたい。
- ・ 市職員はまちづくりに興味を持ち、祭りに参加したり、市内の観光地を訪れるなど、防府のまちを知ってもらう勉強をしていただきたい。
- ・ 自己啓発をしたくなるような、意欲を持たせる働きかけが大事。いろいろなところとつながると、いい仕事ができるということを周知し、意欲を持たせることも大事。

- ・ 民間研修に派遣される職員には、企業の厳しい現状や背景も吸収してもらえたらうれしい。防府市をアピールできる観光や産物のエキスパートを育てる研修があれば、魅力的なメンバーが揃っていい。
- ・ 職員一人ひとりの能力に高い質を求められている時代なので、能力の質を向上させる研修を民間と一緒にする仕組みをこの条例を機会に作ってほしい。講座を公開型にし、市民と市職員と一緒にワークショップでまちづくりの課題について話し合うなど、条例に基づいて新しい仕組みができたとき市民にアピールできるようなものができたらいい。

## 第六章 総合計画

### (総合計画)

第十三条 市政の運営の指針となる基本構想とこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」といいます。）は、この条例の趣旨に沿ったものでなければなりません。

- 2 総合計画は、市民等の参画の下にその案を策定するものとします。
- 3 市長等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めなければなりません。
- 4 市長等は、各政策分野における個別計画を策定するに当たっては、総合計画との整合性を図るものとします。

### 【意見】

- ・ 時代の流れにより見直す必要のある項目が出てきたなど負の部分を出し、進捗状況や過程を市民に知らせる方策をとると条例がもっと生きてくる。策定後の動きを開示していく方法を考えてほしい。
- ・ 評価は行政だけでなく第三者委員会など一般の人を入れられないか。

## 第七章 行政運営

### (市長等の組織)

第十四条 市長等は、その組織が市民等にわかりやすく、効率的かつ機能的なものとなるよう、また、社会経済情勢の変化に的確に対応するよう、常に見直しに努めなければなりません。

### (情報の提供及び公開)

第十五条 市長等は、その保有する情報を積極的に公表し、提供しなければなりません。

- 2 市長等は、市民等の知る権利を保障するため、その保有する情報について、情報公開制度を設けます。
- 3 情報公開について必要な事項は、別に条例で定めます。

### (個人情報の保護)

第十六条 市長等は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報の保護を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障しなければなりません。

- 2 個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。

### (説明責任と応答責任)

第十七条 市長等は、政策の形成、実施及び評価の各過程において、その経過、内容等を市民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければなりません。

- 2 市長等は、行政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければなりません。

(行政評価)

第十八条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果をわかりやすく公表しなければなりません。

2 市長等は、行政評価の結果を政策等に速やかに反映させるよう努めなければなりません。

【提言】

- ・ 現在の行政評価は行政内部で行っている自己評価であり、その結果は公表されてはいないものの、行政運営の透明性の確保の観点からは、市民等が参画して行うのが望ましいと考える。そこで、市民等の外部委員を含む第三者委員会を設置し評価を行うことはできないか検討されたい。

【意見】

- ・ 第三者が入っていない行政評価や運営評価には偏りが出てくる。第三者委員会を設立して評価を行うシステムをつくって欲しい。

(行政手続)

第十九条 市長等は、市民等の権利や利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する事項を定め、行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

2 行政手続について必要な事項は、別に条例で定めます。

(法令遵守)

第二十条 市長等は、行政運営に当たっては、法令等を遵守するとともに、法令等遵守のための体制を整備するよう努めなければなりません。

(公益通報)

第二十一条 市の職員は、市政の運営において市民等の信頼を損なう違法又は不当な事実があることを知ったときは、公益の損失を防止するため、速やかにその事実を通報しなければなりません。

2 公益通報を行った市の職員は、その公益通報を行ったことを理由に不利益な扱いを受けないことを保障されます。

(政策法務)

第二十二条 市長等は、市民ニーズや地域の課題に対応するため、法令を自主的かつ適正に解釈し、運用するとともに、条例及び規則の整備に努めるなど、政策法務を推進するものとします。

【意見】

- ・ 防府市自治基本条例とその他の条例や規則との整合性をチェックしていくことで条例の良し悪しは蓄積されていく。
- ・ 防府市自治基本条例は行動指針だと思うが、他の条例と照らし合わせて問題点があれば見直していかなければならない。専門の課ができたのなら、表などで逐一チェックをしていくべき。
- ・ 政策法務を推進するための組織を課として位置づけることは、県内では先進的な取り組みで重要なこと。

(危機管理)

第二十三条 市長等は、災害等の不測の事態から市民等の生命、身体及び財産又は生活の平穩を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の整備に努めなければなりません。

【提言】

- ・ 市民等の生命や財産を守るため、危機管理の現状や避難に関する分かりやすい情報の提供及び市民団体等と連携した地域における組織的な防災教育を推進すること。

【意見】

- ・ 自主防災組織に関する取組みなど、危機管理の現状を市民の方に知ってもらうのは重要。
- ・ 洪水ハザードマップ等は自治会単位でもいいので危険度のランクを付けると逃げる場所を決めることができるのでわかりやすい。
- ・ 海拔表示など市民の生命を守るために必要な対策は行政で行って欲しい。
- ・ 避難勧告等を出した時の住民の実際の動向などを把握すると実効のある防災対策の参考になる。
- ・ 市民団体や行政と連携しながら、ハザードマップ等を有効利用した講習を地域で行うなど、自助や共助につながる取組みが進めばいいと思う。
- ・ 防府市で働く市外の人のために、企業に対し危機管理を徹底するような働きかけがあるといいと思う。

## 第八章 財政

### (財政運営)

第二十四条 市長は、中長期的な財政計画を策定するとともに、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市長等は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な活用に努めなければなりません。

### (財政状況の公表)

第二十五条 市長は、市民等にわかりやすい財政状況に関する資料を作成し、公表しなければなりません。

2 財政状況の公表について必要な事項は、別に条例で定めます。

## 第九章 参画及び協働の推進

### (参画の推進)

第二十六条 市長等は、市民等の参画について、その制度を充実させるとともに、市民等が参画しやすい環境を整備しなければなりません。

2 参画の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。

### 【提言】

- ・ 防府市自治基本条例第二十六条第二項の規定により「防府市参画及び協働の推進に関する条例」が制定されているが、そこで規定された参画の手法の積極的な活用により、市民等の参画の機会の拡大を図ること。
- ・ 参画の推進については、市長等が参画の機会を設けても市民等からの積極的な意見の提出や審議会の委員への応募などが多いとは言えない状況にある。参画の機会の拡大を図るとともに、市民等に関心や興味を持ってもらうために市民等の目線で積極的な情報発信に努めることが必要である。

### 【意見】

- ・ 「防府市自治基本条例」や「防府市参画及び協働の推進に関する条例」について友人に聞いてみても、あまり知らないし関心もない。そのような人たちが大部分だと思う。その中でどう市民に広げ積極的に参画と協働に取り組むようにできるかが課題。
- ・ 「防府市参画及び協働の推進に関する条例」で規定された参画の手法が具体的にどういう形で市に取り入れられてくるかが大事になってくる。公聴会等やワークショップにより、市民の参画の機会が広く設けられることになったので、そこがこれからの大事なポイントになる。
- ・ 市民にどんな風に情報を示したら興味を持ってもらえ、知っていただけるかが課題。市の会議も分かりやすく対象となる人の目線で情報発信されたらいいと思う。
- ・ テレビ（行政情報番組）はラジオより見る確率が高いと思うので、働いている人などが見られない平日の昼間より早朝や夕方、夜にやるといいと思う。

- ・ 防府市では全小中学校が4月1日からコミュニティースクールに移行したが、そのことを知っている住民は非常に少ないなど、身近な取組みさえも周知されていない状況である。行政や学校からの情報を地域の方に周知、認知してもらう取組みは、行政が仕組みを考え、一歩踏み込んだ周知、認知を図る取組みをしていかなければならない。
- ・ 防府市の参画のメイン手法を1つに絞り、参画を促す工夫を自然にやっていると次世代もついてきて、防府市の参画の手法が出来上がる。
- ・ 市民に周知を図り、理解、共通認識を持ってもらうためには思い切った取組みをする必要があると思う。行政がどんどん出て行かなければ、共通理解、認識ができていかなないので、行政のこれからの方向性が大事になってくる。
- ・ 出前講座なども分かりやすい資料を作成しマニュアル化しておくといい。

(意見聴取)

第二十七条 市長等は、特に重要な条例の制定又は改廃及び特に重要な計画の策定又は改廃をしようとするときは、広く市民等の意見を求め、市民等から提示された意見を十分に考慮するとともに、その意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。

2 意見聴取の手續その他必要な事項は、別に条例で定めます。

(審議会等の運営)

第二十八条 市長等は、審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の委員を選任するときは、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として、その一部を市民から公募するものとします。

- 2 審議会等の会議は、原則として、公開するとともに、その会議録を公表するものとします。
- 3 審議会等の委員の公募その他必要な事項は、別に条例で定めます。

【 提 言 】

- ・ 現在の審議会等の公募委員については、審議会等の開催日時などの理由により、応募できる市民等が限られてしまっている。委員の公募にあたっては、多様な意見が聴取できるよう、幅広い層の市民等が応募できる取り組みを進める必要がある。

【 意 見 】

- ・ 昼間にある委員会は、決まった方が応募される場合が多いと思う。より幅広い市民が応募できる取組みがあつたらいいと思う。
- ・ 全委員が会議そのものを非公開とした審議会等の会議録について、公表を求められた際の判断基準を明確にしておくべき。

(住民投票)

第二十九条 市長は、市政の運営上の重要事項について、住民投票の実施の請求があつたとき、又は自ら住民投票の実施を発議したときは、住民投票を実施しなければなりません。

- 2 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

### (協働の推進)

第三十条 市民等、市議会及び市長等は、相互理解と信頼関係の下で協働してまちづくりに取り組みます。

- 2 市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。
- 3 協働の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。

### 【提言】

- ・ 協働による事業は以前から実施されてはいるものの、防府市では現在でも協働という概念が広く認知されているとはいいがたい状況にある。今後更に協働によるまちづくりを進めていくために、市長等は、協働の担い手となる市民等への情報の提供と市民等の理解を促進するための活動によって協働の推進を図ることが必要である。
- ・ 協働については市の職員の間でも認識が統一されておらず、また市民等にとっては一つの内容でも行政では複数の部署にまたがる内容であることも多いことから、行政内部での共通認識に基づいた協働への取り組みと推進体制の整備が必要である。

### 【意見】

- ・ 市の予算で組み立てられている事業の中にも、市民活動支援センターや団体など市民と協働するとい事業になるものもあると思う。
- ・ 子育てに関することをとってみても、市長部局、教育委員会などいろいろなところに関連の行政窓口がある。行政内部で横の連携をしっかりと、市民と参画や協働するとさらに予算の効率的な活用ができると思う。参画と協働は進みつつあるので、行政相互間の協働も考えてほしい。
- ・ 行政がいかにセールスマンになれるかが協働の推進に結びつくと思う。
- ・ 地域コミュニティと市民活動団体の活動を両輪として協働が進むといい市になると思う。「(新たな)地域コミュニティ(組織の構築)」を進めるには一方通行の「周知」ではなく「理解活動」を行い、いかに市民等の理解につなげるかだと思う。

- ・ 職員の中で協働の捉え方を1つのものに近づけ、共通した認識の基で参画と協働に取り組んでほしい。取り組んだ結果が、財政改革につながり、防災についても、自助の部分が参画や協働につながる。そこにいくまでの段階として、支援も大事で、育成も必要だと思う。
- ・ 参画と協働を進める体制として各課に担当者を置いても良いくらいだと思う。
- ・ 市職員が市民を動かしていくには限界がある。自治会などの個人が、自らの権利と身を守る延長上で行動するという流れをつくるのが大事だと思う。各自治会が自ら動けるように、他の自治会の成功事例を各自治会に届けるなど、市役所の方でグローバルに行ってほしい。

## 第十章 その他

(国、山口県及び他の自治体との連携)

第三十一条 市議会及び市長等は、国及び山口県と対等な関係の下で、協力と連携に努めるとともに、政策及び制度の改善等に関する提案を積極的に行うよう努めるものとします。

2 市議会及び市長等は、共通する課題若しくは広域的な課題の解決又は行政サービスの向上を図るため、他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとします。

(条例の見直し)

第三十二条 市長は、この条例の施行後四年を超えない期間ごとに、市民の参画の下、この条例の見直しについて検討し、必要な措置を講じるものとします。

### 3 まとめ

## 4 協議会の概要

### (1) 開催状況

	開催日	内容
第1回	平成25年3月21日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本協議会設置の趣旨説明</li><li>・ 防府市自治基本条例制定の経緯と概要について</li><li>・ 今後の進め方</li></ul>
第2回	平成25年4月25日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防府市自治基本条例の周知について</li><li>・ 防府市自治基本条例施行後の市の取組み状況について</li></ul>
第3回	平成25年5月23日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防府市自治基本条例施行後の市の取組み状況について</li><li>・ 「市民及び市民等」の権利と責務について</li><li>・ 防府市自治基本条例施行後の市の取組み状況に対する意見・質問のまとめ</li></ul>
第4回	平成25年6月26日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防府市自治基本条例施行後の市の取組み状況に対する意見・質問のまとめ</li><li>・ 条文について</li></ul>
第5回	平成25年7月24日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防府市自治基本条例の見直しに係る意見等の整理について</li></ul>
第6回	平成25年9月18日	
第7回		

(2) 委員名簿

防府市自治基本条例推進協議会 委員名簿

(敬称略)

NO.	区分	氏名	所属団体名等
1	学識経験者	ながはた <small>みのる</small> 長畑 実 (委員長)	山口大学 大学研究推進機構
2	学識経験者	おかもと <small>さちこ</small> 岡本 早智子 (副委員長)	元山口県立大学附属地域共生センター
3	団体等から推薦された者	さえき <small>えつこ</small> 佐伯 悦子	防府市市民活動支援センター
4	団体等から推薦された者	とくなが <small>ゆう</small> 徳永 雄	防府商工会議所
5	団体等から推薦された者	はやし <small>はじめ</small> 林 甫	防府市社会福祉協議会
6	団体等から推薦された者	ひろいし <small>きよし</small> 広石 聖	防府市自治会連合会
7	公募による者	おくずみ <small>きよし</small> 奥住 潔	
8	公募による者	たむら <small>ひろゆき</small> 田村 浩行	
9	公募による者	なかむら <small>さとし</small> 中村 敏	
10	公募による者	やまもと <small>みか</small> 山本 美香	

○任期：平成25年3月21日から防府市自治基本条例の見直しに関する検討が終了するまで

(3) 設置要綱

防府市自治基本条例推進協議会設置要綱

平成25年1月11日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市自治基本条例（平成21年防府市条例第25号）第32条の規定に基づき、防府市自治基本条例の見直しを検討するに当たり、広く市民等の意見、提言等を反映するため、防府市自治基本条例推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次の区分による委員10人以内をもって組織し、委員は市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 団体等から推薦された者 4人
- (3) 公募による者 4人以内

2 前項第3号の公募による者の募集及び選考については、別に定める。

(任期)

第3条 委員の任期は、防府市自治基本条例の見直しに関する検討が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会の委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認める場合において、委員以外の者の協議会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、総務部市民活動推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月11日から施行する。